

2018/9/9

ハイランド二丁目自治会班長各位

ハイランド二丁目自治会
会長 鈴木 惇司
会計 安田 佐智子
山崎 勲

自治会費一括納入後の世帯区分変更時の会費取り扱いについて

自治会費の一括納入会員の増大に伴い、年度途中で世帯構成が変わった場合の会費納入等について問い合わせが寄せられています。

一括納入の場合、下記のように取り扱っていますのでご承知おきください。

記

1 世帯区分（一般、単身、母子・父子世帯）が変わった場合

(1) 一般世帯⇒単身または母子・父子世帯

区分変更届出を受けた当該期の次の期から、該当する差額会費を会員に返却する。

(2) 単身または母子・父子世帯⇒一般世帯

世帯区分の変更届出当該期の次の期から、該当する差額会費を納入する。

【考え方】

- ① 分割納入会員は世帯区分の変更に伴い自治会費も増減する。一括納入会員も同様とする。
- ② 世帯区分変更の事態が把握しにくいいため、届出当該期の次の期から適用する。

2 転出および退会者の場合

- (1) 規約細則第7条「会費は、会員となった翌月より納入することとし、年度途中の退会会員の会費は自治会の寄付金として返却しない」に基づき対応する。

【考え方】

- (1) 転出の場合：届出の遅れや転出先不明の事例が多く、事務処理等の煩雑さも考慮し、細則に基づき寄付として納入して頂く。
- (2) 退会者の場合：細則に基づき寄付として納入して頂く。

3 その他

- ① 上記の対応は、自治会費一括納入の場合であり、分割納入の場合は従来通り。

以上